

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業の施行地区内における水路（南区上鳥羽奈須野町2番1地先（仮換地91ブロック 奈須23番地先）～南区上鳥羽麻ノ本町7番2地先（仮換地116ブロック 卯花5番4地先））に設置された土地区画整理法第76条第1項違反物件について、同条第5項の規定に基づき次のとおり公告します。

所有者は、令和3年5月31日までに、原状回復又は移転除去してください。令和3年5月31日までに除去されない場合は、京都市長又は京都市長の委任した者が除却します。

令和3年5月18日

京都市長 門川 大作

#### 1 除却する違反物件

名称又は種類	形状	数量
通路橋（木製）	幅1.67m×長さ4.2m×高さ0.26m	1
通路橋（鋼製）	幅0.64m×長さ4.0m×高さ0.93m	1
通路橋（木板と鋼製板）	幅1.26m×長さ4.45m×高さ0.12cm	1
通路橋（木板と鋼製板）	幅0.91m×長さ3.02m×高さ0.15cm	1

#### 2 連絡先

建設局都市整備部整備推進課 TEL（075）252-6871

（建設局都市整備部整備推進課）